令和6年度 市民活動保険業務仕様書

1 保険期間

令和6年6月1日午後4時から令和7年6月1日午後4時まで

2 保険の内容

久留米市市民活動保険制度事務要領(以下、「事務要領」という。)のとおりとする。

- (1) 傷害補償
- (2) 賠償責任補償

3 補償対象者及び補償の対象

(1) 補償対象者

市(市と人的、資金的な面で関連性の強い任意団体及び公益法人等)及び市民(市民団体及び一部市外居住者を含む。)

(2) 補償の対象

市、市内に活動の拠点を置く市民団体(原則として5人以上の市民によって組織されたもの)及びこれらが行う事業等に直接参加する個人が行う市民活動中に発生した事故で、次の場合に適用する。

① 傷害補償

従事者又は参加者が、事故により傷害を受けるか、死亡したとき。

② 賠償責任補償

市、市内に活動の拠点を置く市民団体、従事者又は参加者が、過失により第三者の生命・ 身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことになったとき。

4 補償金額

(1) 傷害補償

①傷害補償

補償内訳	補償金額(1人につき)		
死亡補償金	500万円		
後遺障害補償金	15万~500万円(程度に応じて死亡補償金額の3~100%)		
入院補償金	1日 3,000円(事故の日を含めて180日の間の入院に限		
	る。)		
通院補償金	1日 2,000円(事故の日を含めて180日の間の通院に限		
	る。ただし、90日を限度とする。)		
手術補償金	3万円~12万円(程度に応じて入院補償の10~40倍。ただ		
	し、1事故につき1回に限る。)		

②死亡、後遺障害、入院、通院の補償金については、重複して支払うこととする。

- 例)・後遺障害+死亡=500万円(死亡の場合の限度額まで)
 - ・死亡+入院+通院=500万円+入院と通院の合計金額
 - ・後遺障害+入院+通院=(15~500万円)+入院と通院の合計金額

(2) 賠償責任補償

① 填補限度額

補償内訳	補償金額(1人につき)			
身体賠償	最高	1人	1億円	
		1事故	1億円	
		(食中毒	事 故の場合のみ期間中限度額	1億円)
財物賠償	最高	1事故	1億円	
		(食中毒	事 故の場合のみ期間中限度額	1億円)
受託物賠償	最高	1事故	100万円	
		期間中陸	艮度額 100万円	

② 免責金額

いずれの賠償も、1事故1万円とする。

(但し、市がその当事者になった時は、免責金額は0円とする。)

5 特記事項

- (1) 補償対象者となる団体及び個人についての事前の登録制はとらない。
- (2) 保険期間中に新たに結成された団体に対しても、この保険の対象とする。
- (3) スポーツ協会・スポーツ団体(空手、柔道、少林寺拳法等の武道も含む。)の活動についても補償の対象とする。
- (4) 熱中症は対象外とする。
- (5) 傷害事故で細菌性食中毒(サルモネラ菌、腸炎ビブリオなどによる食中毒)や病原性大腸菌(O157)は対象外とする。突発的なものである自然毒(ふぐやきのこなどによる食中毒)や科学性食中毒(残留農薬、人工着色料、殺菌料などによる食中毒)は対象とする。
- (6) 飲酒中、飲酒後の事故は対象外とする。
- (7) チェーンソーを使用し、発生した事故は対象外とする。
- (8) 計画的に行われた大会等の本番前の練習や設営等で発生した事故も対象とする。
- (9) 災害時において、注意報発令時の活動は対象、警報発令時以上の活動は対象外とする。
- (10) 賠償責任補償においての診断書料は、補償金によって支払うものとする(傷害補償においては請求者の負担)。
- (11)傷害事故については、補償対象者が他の傷害補償に対する保険に加入していたとしても、 他の保険契約等がないものとして算出した当該保険で支払うべき保険金等の額を支払う ものとする。
- (12)市民活動中に同じく市民活動を行っている第三者から傷害を受けた場合は、傷害補償及び第三者からの賠償責任補償の両方を支払うものとする。
- (13) 自宅から活動場所までの往復途上の事故については、傷害補償は対象とする。ただし、私用の立ち寄り等合理的な経路とみなされない場合は対象外とする。賠償事責任補償は対象外とする。
- (14) この仕様書の内容で、保険約款と矛盾又は齟齬がある場合は、この仕様書により締結する 特約書等が優先する。また、仕様書と保険約款及び特約書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、仕様書が優先されるものとする。

(15) この仕様書に記載のないものについては、市と保険会社等(保険会社又は保険代理店をいう。以下同じ。)が協議の上決定する。

6 保険請求手続きについて

- (1) 市民(活動団体)から事故報告書が市へ提出されたら、市は事故報告書の内容を審査し、市民活動中の事故と確認した場合は、保険会社等に対し速やかに事故報告書を送付する。
- (2) 補償対象者及び補償対象活動であるかは、市が判断する。
- (3) 必要な場合は、市は庁内に事故判定委員会を設ける。
- (4) 傷害事故の場合の事故確認及び損害賠償事故の場合の被害者との示談について、保険会社等は積極的に協力するものとする。
- (5) 補償金の請求書等は、保険会社等から直接市民(賠償責任者、受傷者)へ送付する。 送付の際は、市民が保険会社等へ郵送するための返信用封筒を同封する。
- (6) 補償金の請求書等は、市民(賠償責任者、受傷者)から直接保険会社等へ提出する。
- (7) 保険会社等は市民(賠償責任者、受傷者)から送付された請求書等を確認し、本制度が適用される事項と判断した場合は、市民(賠償責任者、受傷者)へ補償金の支払いを行う。
- (8) 本制度が適用されない場合は、市民(賠償責任者、受傷者)へ通知するとともに、市へも同様の通知を行うものとする。
- (9) 請求内容について、市が照会を行った場合、保険会社等は請求内容を開示するものとする。
- (10)傷害事故について、請求額が10万円以下の場合、診察券又は領収書の提出があれば医師の診断書は不要とする。
- (11)補償金の支払い状況は、支払手続完了後に市へ報告する。

7 契約に関する注意事項

- (1) 市からの保険料の支払は、保険期間開始日である6月1日までに行う。
- (2) 落札者は、下記の資料について、落札が決定した日の翌日から起算して6日以内(期間の満了日が久留米市の休日を定める条例に定める休日に当たるときは、当該休日の翌日) に、久留米市協働推進部協働推進課へ提出すること。書類が仕様を満たしていない場合、 また虚偽の記載をした場合、その入札は無効とする。
 - ①契約予定書類及びその契約の内容を明らかにすることができる資料(約款等、仕様書の内容を満たすことを明示する各種資料)
 - ②暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書
- (3) 保険料の確定精算は行わない。
- (4) 業務上の個人情報の取り扱いあたっては久留米市個人情報保護条例その他個人情報の 保護に関する法令等を遵守すること。
- (5) 本保険を行うための約款及び特約事項の整備については、保険会社等の判断に委ねる。 ただし、法令等を遵守した保険構成であることを条件とする。
- (6) この仕様書に記載のないものについては、市と保険会社等が協議の上決定する。
- (7) 証券、保険約款、特約書等は情報開示請求があった場合は、開示をする。
- (8) 保険会社等は市及び補償対象者等からの問合せ等に迅速かつ適切に対応すること。

- (9) 市が保険内容や申請手続き等についての打ち合わせの会議を開催するとき、保険会社等はこの会議に担当者を派遣すること。なお、会議説明資料(記入例含む。)を必要部数用意すること。
- (10)保険会社等の不実による場合は、市はこの契約を解除し、保険会社等は、未経過期間に 対し保険料を返還することとする。
- (11)保険会社等は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

8 暴力団排除条項

- (1) 市は、福岡県警察からの通知に基づき、保険会社等が次のいずれかに該当するときは、 契約を解除することができる。この場合において、解除により保険会社等に損害があって も、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 (以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員 等(暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下 同じ。)であるとき。
 - ② 役員等(保険会社等が個人である場合にはその者を、保険会社等が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力団員等となっているとき。
 - ③ 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - ④ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - ⑤ 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しく は暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入 契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契 約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
 - ⑥ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を もって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - ⑧ 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を 図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を 利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与し たとき。
 - ⑨ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (2) 保険会社等は、市が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として保険会社等に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

(3) (1)の規定により契約が解除された場合においては、保険会社等は、契約金額の10分 の1に相当する額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。

9 その他 (参考)

- 〇人口 301,518 人 141,770 世帯 (令和 6 年 1 月 1 日現在)
- ○過去3年間の事故発生件数の推移(令和6年1月11日現在)

【令和3年度】

	受付件数	内支払件数	支払額
傷害	35 件	31 件	1,686,000 円
賠償	2 件	0件	0 円
合計	37 件	31 件	1,686,000 円

【令和4年度】

	受付件数	内支払件数	支払額
傷害	60 件	53 件	3,147,000 円
賠償	3件	3件	429,480 円
合計	63 件	56 件	3,576,480 円

【令和5年度】

_			
	受付件数	内支払件数	支払額
傷害	40 件	26 件	785,000 円
賠償	3件	2件	99,940 円
合計	43 件	28 件	884,940 円